

平成 2 9 年 3 月 6 日

洞 爺 湖 町 議 会 平 成 2 9 年 3 月 会 議
議 案

附 議 議 案

議 案 番 号

件

名

- | | |
|-----------|--|
| 議案第 4 6 号 | 洞爺湖町農業基盤整備促進事業及び農地耕作条件改善事業分担金の徴収
に関する条例の制定について |
| 議案第 4 7 号 | 児童福祉法の改正に伴う関係条例の整理について |
| 議案第 4 8 号 | 洞爺湖町税条例等の一部改正について |
| 議案第 4 9 号 | 洞爺湖町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に
関する条例の一部改正について |
| 議案第 5 0 号 | 洞爺湖町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営
並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的
な支援の方法の基準に関する条例の一部改正について |
| 議案第 5 1 号 | 西胆振消防組合の共同処理する事務の変更及び西胆振消防組合規約の変
更について |
| 議案第 5 2 号 | 平成 2 8 年度虻田郡洞爺湖町一般会計補正予算（第 8 号） |
| 議案第 5 3 号 | 平成 2 8 年度虻田郡洞爺湖町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号） |
| 議案第 5 4 号 | 平成 2 8 年度虻田郡洞爺湖町公共下水道事業特別会計補正予算（第 4 号） |
| 議案第 5 5 号 | 平成 2 8 年度虻田郡洞爺湖町介護保険特別会計補正予算（第 4 号） |
| 議案第 5 6 号 | 平成 2 8 年度虻田郡洞爺湖町簡易水道事業特別会計補正予算（第 4 号） |
| 議案第 5 7 号 | 平成 2 8 年度虻田郡洞爺湖町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号） |
| 議案第 5 8 号 | 平成 2 8 年度虻田郡洞爺湖町水道事業会計補正予算（第 1 号） |
| 議案第 5 9 号 | 平成 2 9 年度虻田郡洞爺湖町一般会計予算 |
| 議案第 6 0 号 | 平成 2 9 年度虻田郡洞爺湖町国民健康保険特別会計予算 |

- 議案第 6 1 号 平成 2 9 年度虻田郡洞爺湖町公共下水道事業特別会計予算
- 議案第 6 2 号 平成 2 9 年度虻田郡洞爺湖町介護保険特別会計予算
- 議案第 6 3 号 平成 2 9 年度虻田郡洞爺湖町簡易水道事業特別会計予算
- 議案第 6 4 号 平成 2 9 年度虻田郡洞爺湖町後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第 6 5 号 平成 2 9 年度虻田郡洞爺湖町水道事業会計予算

議案第46号

洞爺湖町農業基盤整備促進事業及び農地耕作条件改善事業分担金の徴収に関する条例の制定について

洞爺湖町農業基盤整備促進事業及び農地耕作条件改善事業分担金の徴収に関する条例を次のように定める。

平成29年3月6日提出

洞爺湖町長 真 屋 敏 春

洞爺湖町農業基盤整備促進事業及び農地耕作条件改善事業分担金の徴収に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、洞爺湖町が行う農業基盤整備促進事業及び農地耕作条件改善事業（以下「事業」という。）に要する経費について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第224条の規定に基づく分担金を徴収することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(分担金の額)

第2条 分担金の額は、当該事業に要する費用の額から規則に定める補助金相当額を控除した額とする。

(納付義務者)

第3条 分担金は、当該事業によって利益を受ける者（以下「受益者」という。）から徴収する。

(徴収の方法等)

第4条 分担金の納付期日については、当該事業完了の日から30日以内とする。

2 分担金は、町長が発する納入通知書により納付しなければならない。

(納付期日の変更及び減免等)

第5条 天災等により、分担金の納付が困難になった受益者について町長がやむを得ない事情があると認めたときは、その申出により納付期日を変更し、又は分担金を減額若しくは免除し、又は徴収を猶予することができる。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第47号

児童福祉法の改正に伴う関係条例の整理について

児童福祉法の改正に伴う関係条例の整理に関する条例を次のように定める。

平成29年3月6日提出

洞爺湖町長 真 屋 敏 春

児童福祉法の改正に伴う関係条例の整理に関する条例

(洞爺湖町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第1条 洞爺湖町職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成18年洞爺湖町条例第25号）の一部を次のように改正する。

第8条の2第1項及び第4項中「第6条の4第1項」を「第6条の4第2号」に、「里親」を「養子縁組里親」に改め、「のうち、当該職員が養子縁組によって養親となることを希望している者」を削る。

(洞爺湖町職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第2条 洞爺湖町職員の育児休業等に関する条例（平成18年洞爺湖町条例第26号）の一部を次のように改正する。

第2条の2中「第6条の4第2項」を「第6条の4第1号」に、「第6条の4第1項」を「第6条の4第2号」に、「里親であって養子縁組によって養親となることを希望している者」を「養子縁組里親」に改める。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

議案第48号

洞爺湖町税条例等の一部改正について

洞爺湖町税条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

平成29年3月6日提出

洞爺湖町長 真 屋 敏 春

洞爺湖町税条例等の一部を改正する条例

(洞爺湖町税条例の一部改正)

第1条 洞爺湖町税条例（平成18年洞爺湖町条例第42号）の一部を次のように改正する。

附則第7条の3の2第1項中「平成41年度」を「平成43年度」に、「平成31年」を「平成33年」に改める。

(洞爺湖町税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 洞爺湖町税条例等の一部を改正する条例（平成28年洞爺湖町条例第18号）の一部を次のように改正する。

附則第1条第2号中「平成29年4月1日」を「平成31年10月1日」に改める。

(洞爺湖町税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第3条 洞爺湖町税条例等の一部を改正する条例（平成28年洞爺湖町条例第32号）の一部を次のように改正する。

第1条のうち、洞爺湖町税条例第18条の3の改正規定を削り、同条例第19条の改正規定中「」の次に「、第81条の6第1項」を加え、」を削り、同条第2号及び第3号の改正規定中「、「第98条第1

項」を「第８１条の６第１項の申告書、第９８条第１項」に改め」を削り、同条例第３４条の４及び第８０条の改正規定、同条例第８０条の２を削る改正規定、同条例第８１条の改正規定、同条の次に７条を加える改正規定、同条例第８２条、第８３条、第８５条及び第８７条から第９１条までの改正規定並びに同条例附則第１５条の次に５条を加える改正規定を削り、同条例附則第１６条の改正規定を次のように改める。

附則第１６条第１項中「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加え、同項の表第８２条第２号アの項中「第８２条第２号ア」を「第２号ア」に改め、同条第２項中「規定する」を「掲げる」に、「平成２７年４月１日から平成２８年３月３１日まで」を「平成２８年４月１日から平成２９年３月３１日まで」に、「において、平成２８年度分」を「には、平成２９年度分」に改め、「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加え、同項の表第８２条第２号アの項中「第８２条第２号ア」を「第２号ア」に改め、同条第３項中「規定する」を「掲げる」に、「平成２７年４月１日から平成２８年３月３１日まで」を「平成２８年４月１日から平成２９年３月３１日まで」に、「において、平成２８年度分」を「には、平成２９年度分」に改め、「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加え、同項の表第８２条第２号アの項中「第８２条第２号ア」を「第２号ア」に改め、同条第４項中「規定する」を「掲げる」に、「平成２７年４月１日から平成２８年３月３１日まで」を「平成２８年４月１日から平成２９年３月３１日まで」に、「において、平成２８年度分」を「には、平成２９年度分」に改め、「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加え、同項の表第８２条第２号アの項中「第８２条第２号ア」を「第２号ア」に改める。

第１条の次に次の１条を加える。

第１条の２ 洞爺湖町税条例の一部を次のように改正する。

第１８条の３中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第１９条中「）、第５３条の７、第６７条」の次に「、第８１条の６第１項」を加え、同条第２号及び第３号中「第９８条第１項」を「第８１条の６第１項

の申告書、第98条第1項」に改める。

第34条の4中「100分の12.1」を「100分の8.4」に改める。

第80条第1項及び第2項を次のように改める。

軽自動車税は、3輪以上の軽自動車に対し、当該3輪以上の軽自動車の取得者に環境性能割によって、軽自動車等に対し、当該軽自動車等の所有者に種別割によって課する。

2 前項に規定する3輪以上の軽自動車の取得者には、法第443条第2項に規定する者を含まないものとする。

第80条第3項中「第443条第1項」を「第445条第1項」に、「によって軽自動車税」を「により種別割」に、「においては」を「には、第1項の規定にかかわらず」に改め、同項ただし書き中「もの」を「軽自動車等」に改める。

第80条の2を削る。

第81条を次のように改める。

(軽自動車税のみなす課税)

第81条 軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、軽自動車税の賦課徴収については、買主を前条第1項に規定する3輪以上の軽自動車の取得者（以下この節において「3輪以上の軽自動車の取得者」という。）又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

2 前項の規定の適用を受ける売買契約に係る軽自動車等について、買主の変更があったときは、新たに買主となる者を3輪以上の軽自動車の取得者又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

3 法第444条第3項に規定する販売業者等（以下この項において「販売業者等」という。）が、その製造により取得した3輪以上の軽自動車又はその販売のためその他運行（道路運送車両法第2条第5項に規定する運行をいう。次項において同じ。）以外の目的に供するため取得した3輪以上の軽自動車

について、当該販売業者等が、法第444条第3項に規定する車両番号の指定を受けた場合（当該車両番号の指定前に第1項の規定の適用を受ける売買契約の締結が行われた場合を除く。）には、当該販売業者等を3輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。

- 4 法の施行地外で3輪以上の軽自動車を取得した者が、当該3輪以上の軽自動車を法の施行地内に持ち込んで運行の用に供した場合には、当該3輪以上の軽自動車を運行の用に供する者を3輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。

第81条の次に次の7条を加える。

（日本赤十字社の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の非課税の範囲）

第81条の2 日本赤十字社が所有する軽自動車等のうち、直接その本来の事業の用に供するもので、救急用のものに対しては、軽自動車税を課さない。

（環境性能割の課税標準）

第81条の3 環境性能割の課税標準は、3輪以上の軽自動車の取得のために通常要する価額として施行規則第15条の10に定めるところにより算定した金額とする。

（環境性能割の税率）

第81条の4 次の各号に掲げる3輪以上の軽自動車に対して課する環境性能割の税率は、当該各号に定める率とする。

- (1) 法第451条第1項（同条第4項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けるもの 100分の1
- (2) 法第451条第2項（同条第4項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けるもの 100分の2
- (3) 法第451条第3項の規定の適用を受けるもの 100分の3

（環境性能割の徴収の方法）

第81条の5 環境性能割の徴収については、申告納付の方法によらなければならない。

(環境性能割の申告納付)

第81条の6 環境性能割の納税義務者は、法第454条第1項各号に掲げる3輪以上の軽自動車の区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第33号の4様式による申告書を町長に提出するとともに、その申告に係る環境性能割額を納付しなければならない。

2 3輪以上の軽自動車の取得者（環境性能割の納税義務者を除く。）は、法第454条第1項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第33号の4様式による報告書を町長に提出しなければならない。

(環境性能割に係る不申告等に関する過料)

第81条の7 環境性能割の納税義務者が前条の規定により申告し、又は報告すべき事項について正当な事由がなく申告又は報告をしなかった場合には、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

2 前項の過料の額は、情状により、町長が定める。

3 第1項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から10日以内とする。

(環境性能割の減免)

第81条の8 町長は、公益のため直接専用する3輪以上の軽自動車又は第90条第1項各号に掲げる軽自動車等（3輪以上のものに限る。）のうち必要と認めるものに対しては、環境性能割を減免する。

2 前項の規定による環境性能割の減免を受けるための手続その他必要な事項については、規則で定める。

第82条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条中「軽自動車税の税率は、次の各号に掲げる軽自動車等に対し」を「次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は」に改め、同条第2号を次のように改める。

(2) 軽自動車及び小型特殊自動車

ア 軽自動車

(ア) 2輪のもの（側車付のもの及び2輪のボートトレーラー・フルトレーラーを含む。） 年額 3,600円

(イ) 3輪のもの 年額 3,900円

(ウ) 4輪以上のもの

i 乗用のもの

営業用 年額 6,900円

自家用 年額 10,800円

ii 貨物用のもの

営業用 年額 3,800円

自家用 年額 5,000円

(エ) 専ら雪上を走行するもの 年額 3,000円

イ 小型特殊自動車

(ア) 農耕作業用のもの 年額 2,400円

(イ) その他のもの 年額 5,900円

第83条（見出しを含む。）及び第85条（見出しを含む。）中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第87条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項中「軽自動車税」を「種別割」に、「第33号の4様式」を「第33号の4の2様式」に改め、同条第2項及び第3項中「第33号の4様式」を「第33号の4の2様式」に改め、同条第4項中「第80条第2項」を「第81条第1項」に改める。

第88条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項中「第80条第2項」を「第81条第1項」に改める。

第89条（見出しを含む。）中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第90条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項中「掲げる軽自動車等」の次に「のうち必要と認めるもの」を加え、「軽自動車税」

を「種別割」に改め、「ことができる」を削り、同項第１号中「のうち、町長が必要と認めるもの」を削り、同条第２項中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第３項中「軽自動車税」を「種別割」に、「第８９条第２項各号」を「前条第２項各号」に改め、同条第４項中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第９１条第２項中「第４４３条」を「第４４５条」に、「第８０条の２」を「第８１条の２」に、「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第７項中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

附則第１５条の次に次の５条を加える。

（軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例）

第１５条の２ 軽自動車税の環境性能割の賦課徴収は、当分の間、第１章第２節の規定にかかわらず、道が、自動車税の環境性能割の賦課徴収の例により、行うものとする。

（軽自動車税の環境性能割の減免の特例）

第１５条の３ 町長は、当分の間、第８１条の８の規定にかかわらず、道知事が自動車税の環境性能割を減免する自動車に相当するものとして町長が定める３輪以上の軽自動車に対しては、軽自動車税の環境性能割を減免する。

（軽自動車税の環境性能割の申告納付の特例）

第１５条の４ 第８１条の６の規定による申告納付については、当分の間、同条中「町長」とあるのは、「道知事」とする。

（軽自動車税の環境性能割に係る徴収取扱費の交付）

第１５条の５ 町は、道が軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関する事務を行うために要する費用を補償するため、法附則第２９条の１６第１項に掲げる金額の合計額を、徴収取扱費として道に交付する。

（軽自動車税の環境性能割の税率の特例）

第１５条の６ 営業用の３輪以上の軽自動車に対する第８１条の４の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に

掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第1号	100分の1	100分の0.5
第2号	100分の2	100分の1
第3号	100分の3	100分の2

2 自家用の3輪以上の軽自動車に対する第81条の4（第3号に係る部分に限る。）の規定の適用については、同号中「100分の3」とあるのは、「100分の2」とする。

附則第16条の見出し中「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、同条第1項中「初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による」を「最初の法第444条第3項に規定する」に改め、「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、同項の表を次のように改める。

第2号ア（イ）	3,900円	4,600円
第2号ア（ウ） i	6,900円	8,200円
	10,800円	12,900円
第2号ア（ウ） ii	3,800円	4,500円
	5,000円	6,000円

附則第16条第2項から第4項までを削る。

附則第1条第1号を次のように改める。

(1) 第1条中洞爺湖町税条例附則第16条の改正規定及び附則第2条の3の規定
定 平成29年4月1日

附則第1条に次の1号を加える。

(3) 第1条の2及び第2条の規定並びに附則第2条の2及び第3条の規定
成 31年10月1日

附則第2条中第3項を削り、第4項を第3項に、第5項を第4項とし、同条の次に次の2条を加える。

第2条の2 第1条の2の規定による改正後の洞爺湖町税条例（附則第3条において「31年新条例」という。）第34条の4の規定は、附則第1条第3号に

掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の町民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の町民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の町民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の町民税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第2条の3 新条例附則第16条の規定は、平成29年度分の軽自動車税について適用する。

附則第3条の見出しを削り、同条第1項中「新条例」を「31年新条例」に、「附則第1条第1号」を「附則第1条第3号」に改め、同条第2項中「新条例」を「31年新条例」に、「平成29年度」を「平成32年度」に、「平成28年度分」を「平成31年度分」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第49号

洞爺湖町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部改正について

洞爺湖町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成29年3月6日提出

洞爺湖町長 真 屋 敏 春

洞爺湖町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

洞爺湖町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成25年洞爺湖町条例第9号）の一部を次のように改正する。

目次中「第4節 運営に関する基準（第50条―第59条）」を
「第4節 運営に関する基準（第50条―第59条）」を

第3章の2 地域密着型通所介護

第1節 基本方針（第59条の2）

第2節 人員に関する基準（第59条の3・第59条の4）

第3節 設備に関する基準（第59条の5）

第4節 運営に関する基準（第59条の6―第59条の20）

第5節 指定療養通所介護の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準

第1款 趣旨及び基本方針（第59条の21・第59条の22）

第2款 人員に関する基準（第59条の23・第59条の24）

第3款 設備に関する基準（第59条の25・第59条の26）

第4款 運営に関する基準（第59条の27―第59条の38）」

に改め、「複合型サービス」を「看護小規模多機能型居宅介護」に改める。

第6条第2項中「又は指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号。以下「指定介護予防サービス等基準」という。）第5条第2項のサービス提供責任者」を削り、同条第4項中「指定訪問看護

事業所をいう」の次に「。以下同じ」を加え、同条第5項各号列記以外の部分中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所」の次に「の同一敷地内」を加え、「併設されている」を「ある」に改め、同項第5号中「第82条第6項第1号」を「第82条第6項」に改め、同項第6号中「第82条第6項第2号」を「第82条第6項」に改め、同項第7号中「第82条第6項第3号」を「第82条第6項」に改め、同項第8号中「指定複合型サービス事業所」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に改める。

第14条中「及び第67条」を「、第59条の6、第59条の28及び第59条の29」に改める。

第16条及び第17条中「第8条第23項」を「第8条第24項」に改める。

第23条第2項中「行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて」を「行い」に改める。

第30条第2項中「この章」を「この節」に改める。

第32条第2項中「又は指定夜間対応型訪問介護事業所」を「、指定夜間対応型訪問介護事業所又は指定訪問看護事業所」に、「定期巡回サービス、随時対応サービス又は随時訪問サービス」を「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護」に改める。

第54条第2項中「この章」を「この節」に改める。

第3章の次に次の1章を加える。

第3章の2 地域密着型通所介護

第1節 基本方針

(基本方針)

第59条の2 指定地域密着型サービスに該当する地域密着型通所介護（以下「指定地域密着型通所介護」という。）の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るもの

でなければならない。

第2節 人員に関する基準

(従業者の員数)

第59条の3 指定地域密着型通所介護の事業を行う者（以下「指定地域密着型通所介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定地域密着型通所介護事業所」という。）ごとに置くべき従業者（以下この節から第4節までにおいて「地域密着型通所介護従業者」という。）の員数は、次のとおりとする。

- (1) 生活相談員 指定地域密着型通所介護の提供日ごとに、当該指定地域密着型通所介護を提供している時間帯に生活相談員（専ら当該指定地域密着型通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を当該指定地域密着型通所介護を提供している時間帯の時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要と認められる数
 - (2) 看護師又は准看護師（以下この章において「看護職員」という。） 指定地域密着型通所介護の単位ごとに、専ら当該指定地域密着型通所介護の提供に当たる看護職員が1以上確保されるために必要と認められる数
 - (3) 介護職員 指定地域密着型通所介護の単位ごとに、当該指定地域密着型通所介護を提供している時間帯に介護職員（専ら当該指定地域密着型通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を当該指定地域密着型通所介護を提供している時間数（次項において「提供単位時間数」という。）で除して得た数が利用者（当該指定地域密着型通所介護事業者が法第115条の45第1項第1号ロの第1号通所事業（地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）第5条による改正前の法第8条の2第7項の介護予防通所介護に相当するものとして町長が定めるものに限る。）に係る指定事業者の指定を併せて受け、かつ、指定地域密着型通所介護の事業と当該第1号通所事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における指定地域密着型通所介護又は当該第1号通所事業の利用者。以下この節及び次節において同じ。）の数が15人以下の場合にあっては1以上、15人を超える場合にあっては15人を超える部分の数を5で除して得た数に1を加えた数以上確保されるために必要と認められる数
 - (4) 機能訓練指導員 1以上
- 2 当該指定地域密着型通所介護事業所の利用定員（当該指定地域密着型通所介護事業所において同時に指定地域密着型通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。以下この節から第4節までにおいて同じ。）が10人以下である場合にあっては、前項の規定にかかわらず、看護職員及び介護職員の員数

を、指定地域密着型通所介護の単位ごとに、当該指定地域密着型通所介護を提供している時間帯に看護職員又は介護職員（いずれも専ら当該指定地域密着型通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を提供単位時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要と認められる数とすることができる。

- 3 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護の単位ごとに、第1項第3号の介護職員（前項の適用を受ける場合にあっては、同項の看護職員又は介護職員。次項及び第7項において同じ。）を、常時1人以上当該指定地域密着型通所介護に従事させなければならない。
- 4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、介護職員は、利用者の処遇に支障がない場合は、他の指定地域密着型通所介護の単位の介護職員として従事することができるものとする。
- 5 前各項の指定地域密着型通所介護の単位は、指定地域密着型通所介護であってその提供が同時に1又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。
- 6 第1項第4号の機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該指定地域密着型通所介護事業所の他の職務に従事することができるものとする。
- 7 第1項第1号の生活相談員又は介護職員のうち1人以上は、常勤でなければならない。
- 8 指定地域密着型通所介護事業者が第1項第3号の第1号通所事業に係る指定事業者の指定を併せて受け、かつ、指定地域密着型通所介護の事業と当該第1号通所事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、町長が定める当該第1号通所事業の人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

（管理者）

第59条の4 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定地域密着型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定地域密着型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

第3節 設備に関する基準

（設備、備品等）

第59条の5 指定地域密着型通所介護事業所は、食堂、機能訓練室、静養室、相談室及び事務室を有するほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに指定地域密着型通所介護の提供に必要なその他の設備、備品等を備えなけれ

ばならない。

2 前項に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

(1) 食堂及び機能訓練室

ア 食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、3平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とすること。

イ アにかかわらず、食堂及び機能訓練室は、食事の提供の際にはその提供に支障がない広さを確保でき、かつ、機能訓練を行う際にはその実施に支障がない広さを確保できる場合にあっては、同一の場所とすることができる。

(2) 相談室 遮蔽物の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮されていること。

3 第1項に掲げる設備は、専ら当該指定地域密着型通所介護の事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。

4 前項ただし書の場合（指定地域密着型通所介護事業者が第1項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に指定地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）には、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に町長に届け出るものとする。

5 指定地域密着型通所介護事業者が第59条の3第1項第3号の第1号通所事業に係る指定事業者の指定を併せて受け、かつ、指定地域密着型通所介護の事業と当該第1号通所事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、町が定める当該第1号通所事業の設備に関する基準を満たすことをもって、第1項から第3項までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第4節 運営に関する基準

（心身の状況等の把握）

第59条の6 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、利用者に係る指定居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

（利用料等の受領）

第59条の7 指定地域密着型通所介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定地域密着型通所介護を提供した際に、その利用者から利用料の一部として、当該指定地域密着型通所介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額から当該指定地域密着型通所介護事業者に支払われる地域密着型介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

- 2 指定地域密着型通所介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定地域密着型通所介護を提供した際に、その利用者から支払を受ける利用料の額と、指定地域密着型通所介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。
- 3 指定地域密着型通所介護事業者は、前2項の規定により支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。
 - (1) 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用
 - (2) 指定地域密着型通所介護に通常要する時間を超える指定地域密着型通所介護であって利用者の選定に係るものの提供に伴い必要となる費用の範囲内において、通常の指定地域密着型通所介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額を超える費用
 - (3) 食事の提供に要する費用
 - (4) おむつ代
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、指定地域密着型通所介護の提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用
- 4 前項第3号に掲げる費用については、別に厚生労働大臣が定めるところによるものとする。
- 5 指定地域密着型通所介護事業者は、第3項に規定する費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ利用者又はその家族に対し当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(指定地域密着型通所介護の基本取扱方針)

第59条の8 指定地域密着型通所介護は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。

- 2 指定地域密着型通所介護事業者は、自らその提供する指定地域密着型通所介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(指定地域密着型通所介護の具体的取扱方針)

第59条の9 指定地域密着型通所介護の方針は、次に掲げるものとする。

- (1) 指定地域密着型通所介護は、利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況を踏まえ、適切に行うものとする。
- (2) 指定地域密着型通所介護は、利用者一人一人の人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って日常生活を送ることができるよう配慮して行うものとする。
- (3) 指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、次条第1項の地域密着型通所介護計画に基づき、漫然かつ画一的にならないように利用者の機能訓練及びそ

の者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行うものとする。

- (4) 地域密着型通所介護従業者は、指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対しサービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。
- (5) 指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うものとする。
- (6) 指定地域密着型通所介護事業者は、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に添って適切に提供するものとする。特に認知症（法第5条の2の認知症をいう。以下同じ。）である要介護者に対しては、必要に応じ、その特性に対応したサービスの提供ができる体制を整えるものとする。

（地域密着型通所介護計画の作成）

第59条の10 指定地域密着型通所介護事業所の管理者は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえ、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した地域密着型通所介護計画（以下「地域密着型通所介護計画」という。）を作成しなければならない。

- 2 地域密着型通所介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成しなければならない。
- 3 指定地域密着型通所介護事業所の管理者は、地域密着型通所介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対し説明し、利用者の同意を得なければならない。
- 4 指定地域密着型通所介護事業所の管理者は、地域密着型通所介護計画を作成した際に、当該地域密着型通所介護計画を利用者に交付しなければならない。
- 5 地域密着型通所介護従業者は、それぞれの利用者について地域密着型通所介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行わなければならない。

（管理者の責務）

第59条の11 指定地域密着型通所介護事業所の管理者は、当該指定地域密着型通所介護事業所の従業者の管理及び指定地域密着型通所介護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うものとする。

- 2 指定地域密着型通所介護事業所の管理者は、当該指定地域密着型通所介護事業所の従業者にこの節の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

（運営規程）

第59条の12 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 指定地域密着型通所介護の利用定員
- (5) 指定地域密着型通所介護の内容及び利用料その他の費用の額
- (6) 通常の事業の実施地域
- (7) サービス利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) その他運営に関する重要事項
(勤務体制の確保等)

第59条の13 指定地域密着型通所介護事業者は、利用者に対し適切な指定地域密着型通所介護を提供できるよう、指定地域密着型通所介護事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所ごとに、当該指定地域密着型通所介護事業所の従業者によって指定地域密着型通所介護を提供しなければならない。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 指定地域密着型通所介護事業者は、地域密着型通所介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(定員の遵守)

第59条の14 指定地域密着型通所介護事業者は、利用定員を超えて指定地域密着型通所介護の提供を行ってはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(非常災害対策)

第59条の15 指定地域密着型通所介護事業者は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

(衛生管理等)

第59条の16 指定地域密着型通所介護事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 指定地域密着型通所介護事業者は、当該指定地域密着型通所介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(地域との連携等)

第59条の17 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、町の職員又は指定地域密着型通所介護事業所が所在する区域を管轄する法第115条の46第1項の地域包括支援センターの職員、地域密着型通所介護について知見を有する者等により構成される協議会（以下この項において「運営推進会議」という。）を設置し、おおむね6月に1回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

- 2 指定地域密着型通所介護事業者は、前項に規定する報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。
- 3 指定地域密着型通所介護事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民との連携、協力を行う等の地域との交流を図らなければならない。
- 4 指定地域密着型通所介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定地域密着型通所介護に関する利用者からの苦情に関して町が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の町が実施する事業に協力するよう努めなければならない。
- 5 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定地域密着型通所介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定地域密着型通所介護の提供を行うよう努めなければならない。

(事故発生時の対応)

第59条の18 指定地域密着型通所介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供により事故が発生した場合は、町、当該利用者の家族、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定地域密着型通所介護事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。
- 3 指定地域密着型通所介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。
- 4 指定地域密着型通所介護事業者は、第59条の5第4項の指定地域密着型通所介護以外のサービスの提供により事故が発生した場合は、第1項及び第2項の規定に準じた必要な措置を講じなければならない。

(記録の整備)

第59条の19 指定地域密着型通所介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計

に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 指定地域密着型通所介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) 地域密着型通所介護計画

(2) 次条において準用する第20条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 次条において準用する第28条に規定する町への通知に係る記録

(4) 次条において準用する第38条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(5) 前条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(6) 第59条の17第2項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録
(準用)

第59条の20 第9条から第13条まで、第15条から第18条まで、第20条、第22条、第28条、第34条から第38条まで、第41条及び第53条の規定は、指定地域密着型通所介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条の運営規程」とあるのは「第59条の12の重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「地域密着型通所介護従業者」と、第34条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「地域密着型通所介護従業者」と読み替えるものとする。

第5節 指定療養通所介護の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準

第1款 趣旨及び基本方針

(趣旨)

第59条の21 第1節から前節までの規定にかかわらず、指定療養通所介護（指定地域密着型通所介護であって、難病等を有する重度要介護者又はがん末期の者であってサービスの提供に当たり常時看護師による観察が必要なものを対象者とし、第59条の31第1項の療養通所介護計画に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うものをいう。以下同じ。）の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準については、この節に定めるところによる。

(基本方針)

第59条の22 指定療養通所介護の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常

生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。

- 2 指定療養通所介護の事業を行う者（以下「指定療養通所介護事業者」という。）は、指定療養通所介護の提供に当たっては、利用者の主治の医師及び当該利用者が利用する訪問看護事業者（指定訪問看護事業者又は健康保険法（大正11年法律第70号）第88条第1項の指定訪問看護事業者をいう。以下この節において同じ。）等との密接な連携に努めなければならない。

第2款 人員に関する基準

（従業者の員数）

第59条の23 指定療養通所介護事業者が当該事業を行う事業所（以下「指定療養通所介護事業所」という。）ごとに置くべき指定療養通所介護の提供に当たる看護職員又は介護職員（以下この節において「療養通所介護従業者」という。）の員数は、利用者の数が1.5に対し、提供時間帯を通じて専ら当該指定療養通所介護の提供に当たる療養通所介護従業者が1以上確保されるために必要と認められる数以上とする。

- 2 前項の療養通所介護従業者のうち1人以上は、常勤の看護師であって専ら指定療養通所介護の職務に従事する者でなければならない。

（管理者）

第59条の24 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定療養通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定療養通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

- 2 指定療養通所介護事業所の管理者は、看護師でなければならない。
- 3 指定療養通所介護事業所の管理者は、適切な指定療養通所介護を行うために必要な知識及び技能を有する者でなければならない。

第3款 設備に関する基準

（利用定員）

第59条の25 指定療養通所介護事業所は、その利用定員（当該指定療養通所介護事業所において同時に指定療養通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。以下この節において同じ。）を9人以下とする。

（設備、備品等）

第59条の26 指定療養通所介護事業所は、指定療養通所介護を行うのにふさわしい専用の部屋を有するほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに指定療養通所介護の提供に必要な設備、備品等を備えなければならない。

2 前項に掲げる専用の部屋の面積は、6.4平方メートルに利用定員を乗じた面積以上とする。

3 第1項に掲げる設備は、専ら当該指定療養通所介護の事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する指定療養通所介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。

4 前項ただし書の場合（指定療養通所介護事業者が第1項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に指定療養通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）には、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に町長に届け出るものとする。

第4款 運営に関する基準

（内容及び手続の説明並びに同意）

第59条の27 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護の提供の開始に際し、あらかじめ利用申込者又はその家族に対し第59条の34に規定する運営規程の概要、療養通所介護従業者の勤務の体制、第59条の32第1項に規定する利用者ごとに定めた緊急時等の対応策、主治の医師及び第59条の35第1項の緊急時対応医療機関との連絡体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

2 第9条第2項から第6項までの規定は、前項の規定による文書の交付について準用する。

（心身の状況等の把握）

第59条の28 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護の提供に当たっては、利用者に係る指定居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

2 指定療養通所介護事業者は、利用者の体調の変化等に応じた適切なサービスを提供できるよう、利用者の主治の医師及び当該利用者が利用する訪問看護事業者等との密接な連携を図り、利用者の心身の状況等の把握に努めなければならない。

（指定居宅介護支援事業者等との連携）

第59条の29 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護を提供するに当たっては、指定居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

2 指定療養通所介護事業者は、利用者に対する指定療養通所介護の提供の適否に

ついて主治の医師を含めたサービス担当者会議において検討するため、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者に対して必要な情報を提供するように努めなければならない。

- 3 指定療養通所介護事業者は、利用者に係る指定居宅介護支援事業者に対して居宅サービス計画の作成、変更等に必要な情報を提供するように努めなければならない。
- 4 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(指定療養通所介護の具体的取扱方針)

第59条の30 指定療養通所介護の方針は、次に掲げるものとする。

- (1) 指定療養通所介護の提供に当たっては、次条第1項の療養通所介護計画に基づき、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行うものとする。
- (2) 療養通所介護従業者は、指定療養通所介護の提供に当たっては、懇切丁寧にを行うことを旨とし、利用者又はその家族に対しサービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。
- (3) 指定療養通所介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うものとする。
- (4) 指定療養通所介護事業者は、利用者の体調の変化等に応じた適切なサービスを提供できるよう、利用者の主治の医師及び当該利用者が利用する訪問看護事業者等との密接な連携を図り、サービスの提供方法、手順等についての情報の共有を十分に行うものとする。
- (5) 指定療養通所介護事業者は、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に添って適切に提供するものとする。

(療養通所介護計画の作成)

第59条の31 指定療養通所介護事業所の管理者は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえ、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した療養通所介護計画（以下「療養通所介護計画」という。）を作成しなければならない。

- 2 療養通所介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成しなければならない。
- 3 療養通所介護計画は、既に訪問看護計画書（指定居宅サービス等基準第70条第1項の訪問看護計画書又は指定訪問看護の事業の人員及び運営に関する基準

(平成12年厚生省令第80号)第17条第1項の訪問看護計画書をいう。以下この項において同じ。)が作成されている場合は、当該訪問看護計画書の内容との整合を図りつつ、作成しなければならない。

- 4 指定療養通所介護事業所の管理者は、療養通所介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対し説明し、利用者の同意を得なければならない。
- 5 指定療養通所介護事業所の管理者は、療養通所介護計画を作成した際に、当該療養通所介護計画を利用者に交付しなければならない。
- 6 療養通所介護従業者は、それぞれの利用者について療養通所介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行わなければならない。

(緊急時等の対応)

第59条の32 指定療養通所介護事業者は、現に指定療養通所介護の提供を行っているときに利用者の病状の急変が生じた場合等に備えるため、主治の医師とともに、その場合の対応策(以下この条において「緊急時等の対応策」という。)について利用者ごとに検討し、あらかじめ緊急時等の対応策を定めておかなければならない。

- 2 指定療養通所介護事業者は、緊急時等の対応策について利用者及びその家族に対し説明し、利用者及びその家族が安心してサービスを利用できるよう配慮しなければならない。
- 3 療養通所介護従業者は、現に指定療養通所介護の提供を行っているときに利用者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、緊急時等の対応策に基づき、速やかに主治の医師又は第59条の35第1項の緊急時対応医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。
- 4 指定療養通所介護事業者は、利用者の主治の医師と密接な連携を図りながら利用者の様態の変化に応じて緊急時等の対応策の変更を行うものとする。
- 5 第1項及び第2項の規定は、前項に規定する緊急時等の対応策の変更について準用する。

(管理者の責務)

第59条の33 指定療養通所介護事業所の管理者は、当該指定療養通所介護事業所の従業者の管理及び指定療養通所介護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うものとする。

- 2 指定療養通所介護事業所の管理者は、利用者の体調の変化等に応じた適切なサービスを提供できるよう、利用者の主治の医師及び当該利用者が利用する訪問看護事業者等との密接な連携を図り、サービスの提供方法、手順等についての情報の共有を十分に行わなければならない。
- 3 指定療養通所介護事業所の管理者は、指定療養通所介護の提供に適切な環境を

整備しなければならない。

4 指定療養通所介護事業所の管理者は、指定療養通所介護の利用者ごとの療養通所介護計画の作成に関し、必要な指導及び管理を行わなければならない。

5 指定療養通所介護事業所の管理者は、当該指定療養通所介護事業所の従業者にこの款の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

(運営規程)

第59条の34 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護事業所ごとに次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 指定療養通所介護の利用定員
- (5) 指定療養通所介護の内容及び利用料その他の費用の額
- (6) 通常の実業の実施地域
- (7) サービス利用に当たっての留意事項
- (8) 非常災害対策
- (9) その他運営に関する重要事項

(緊急時対応医療機関)

第59条の35 指定療養通所介護事業者は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ緊急時対応医療機関を定めておかなければならない。

2 前項の緊急時対応医療機関は、指定療養通所介護事業所と同一の敷地内に存し又は隣接し若しくは近接していなければならない。

3 指定療養通所介護事業者は、緊急時において円滑な協力を得るため、当該緊急時対応医療機関との間であらかじめ必要な事項を取り決めておかなければならない。

(安全・サービス提供管理委員会の設置)

第59条の36 指定療養通所介護事業者は、安全かつ適切なサービスの提供を確保するため、地域の医療関係団体に属する者、地域の保健、医療又は福祉の分野を専門とする者その他指定療養通所介護の安全かつ適切なサービスの提供を確保するために必要と認められる者から構成される安全・サービス提供管理委員会(次項において「委員会」という。)を設置しなければならない。

2 指定療養通所介護事業者は、おおむね6月に1回以上委員会を開催することとし、事故の事例等安全管理に必要なデータの収集を行うとともに、当該データ等を踏まえ、指定療養通所介護事業所における安全かつ適切なサービスの提供を確保するための方策について検討を行い、当該検討の結果についての記録を作成し

なければならない。

- 3 指定療養通所介護事業者は、前項の検討の結果を踏まえ、必要に応じ、対策を講じなければならない。

(記録の整備)

第59条の37 指定療養通所介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

- 2 指定療養通所介護事業者は、利用者に対する指定療養通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

- (1) 療養通所介護計画

- (2) 前条第2項に規定する検討の結果についての記録

- (3) 次条において準用する第20条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

- (4) 次条において準用する第28条に規定する町への通知に係る記録

- (5) 次条において準用する第38条第2項に規定する苦情の内容等の記録

- (6) 次条において準用する第59条の18第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

- (7) 次条において準用する第59条の17第2項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録

(準用)

第59条の38 第10条から第13条まで、第16条から第18条まで、第20条、第22条、第28条、第34条から第38条まで、第41条、第59条の7(第3項第2号を除く。)、第59条の8及び第59条の13から第59条の18までの規定は、指定療養通所介護の事業について準用する。この場合において、第34条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「療養通所介護従業者」と、第59条の13第3項中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「療養通所介護従業者」と、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「療養通所介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「12月」と、同条第3項中「当たっては」とあるのは「当たっては、利用者の状態に応じて」と、第59条の18第4項中「第59条の5第4項」とあるのは「第59条の26第4項」と読み替えるものとする。

第60条中「(法第5条の2の認知症をいう。以下同じ。)」を削り、「できるよう」の次に「生活機能の維持又は向上を目指し」を加える。

第63条第4項中「前3項」を「第1項から第3項まで」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

4 前項ただし書の場合（単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者が第1項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に単独型・併設型指定認知症対応型通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）には、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に町長に届け出るものとする。

第65条第1項中「、指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所」を「又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所においては共同生活住居（法第8条第20項又は法第8条の2第15項に規定する共同生活を営むべき住居をいう。）ごとに」に改め、「指定地域密着型介護老人福祉施設」の次に「においてはそれぞれ当該施設」を加え、同条第2項中「指定居宅サービスをいう」の次に「。以下同じ」を、「指定介護予防サービスをいう」の次に「。以下同じ」を、「指定地域密着型介護予防サービスをいう」の次に「。以下同じ」を、「介護保険施設」の次に「（法第8条第25項の介護保険施設をいう。以下同じ。）」を加える。

第67条及び第68条を次のように改める。

第67条及び第68条 削除

第69条第2項中「指定認知症対応型通所介護事業者」の次に「（単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者及び共用型指定認知症対応型通所介護事業者をいう。以下同じ。）」を加える。

第71条第1項中「及び次条」を削る。

第72条を次のように改める。

第72条 削除

第73条第4号中「。第75条において同じ」を削る。

第74条から第78条までを次のように改める。

第74条から第78条まで 削除

第79条第2項第5号中「第40条第2項」を「第59条の18第2項」に改め、同項に次の1号を加える。

(6) 次条において準用する第59条の17第2項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録

第80条中「、第40条」を削り、「及び第53条」を「、第53条、第59条の6、第59条の7、第59条の11及び第59条の13から第59条の18まで」に、「読み替える」を「、第59条の17第1項「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「認知症対応型通所介護について知見を有する者」と、第59条の18第4項中「第59条の5第4項」とあるのは「第63条第4項」と読み替える」に改める。

第82条第1項中「、（第7項）」を「（第7項）」に改め、同条第6項中「指定小規模多機能型居宅介護事業所に次の各号のいずれかに掲げる施設等が併設されている」を「次の表の左欄に掲げる」に、「当該各号」を「同表の中欄」に、「当該小規模多機能型居宅介護従業者」を「同表の右欄に掲げる当該小規模多機能型居宅介護従業者」に改め、同項各号を削り、同項に次の表を加える。

当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合	指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設又は指定介護療養型医療施設（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）	介護職員
当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の同一敷地内に中欄に掲げる施設等のいずれかがある場合	前項の中欄に掲げる施設等、指定居宅サービスの事業を行う事業所、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、指定認知症対応型通所介護事業所、指定介護老人福祉施設又は介護老人保健施設	看護師又は准看護師

第82条第7項中「指定複合型サービス事業者」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」に、「指定複合型サービス事業所」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に改め、同条第8項中「複合型サービス従業者」を「看護小規模多機能型居宅介護従業者」に改め、同条第10項中「第6項各号」を「第6項の表の当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項の中欄」に改める。

第83条第1項中「前条第6項各号」を「前条第6項の表の当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項の中欄」に、「若しくは同一」を「、同一」に改め、「含む。）」の次に「若しくは法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（同項第1

号二に規定する第１号介護予防支援事業を除く。）」を加え、同条第３項中「指定複合型サービス事業所」の次に「（第１９２条第２項に規定する指定複合型サービス事業所をいう。次条において同じ。）」を加える。

第８５条第１項中「２５人」を「２９人」に改め、同条第２項第１号中「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所」を「登録定員が２５人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、次の表の左欄に掲げる登録定員の区分に応じ、同表の右欄に掲げる利用定員、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所」に改め、同号に次の表を加える。

登録定員	利用定員
２６人又は２７人	１６人
２８人	１７人
２９人	１８人

第８７条中「第８条第２３項」を「第８条第２４項」に改める。

第９１条第２項中「行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて」を「行い」に改める。

第１０５条を次のように改める。

第１０５条 削除

第１０６条中「第８２条第６項各号」を「第８２条第６項」に改める。

第１０７条第２項第８号中「第１０５条第２項」を「次条において準用する第５９条の１７第２項」に改める。

第１０８条中「第７２条、第７４条及び第７７条」を「第５９条の１１、第５９条の１３、第５９条の１６及び第５９条の１７」に、「第７２条第２項」を「第５９条の１１第２項」に、「第７４条第３項中「認知症対応型通所介護従業者」を「第５９条の１３第３項中「地域密着型通所介護従業者」に、「読み替える」を「、第５９条の１７第１項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と、「６月」とあるのは「２月」と、「活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と読み替える」に改める。

第109条中「第8条第19項」を「第8条第20項」に改める。

第110条第4項中「指定複合型サービス事業所」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に、「複合型サービス従業者」を「看護小規模多機能型居宅介護従業者」に改め、同条第7項中「指定複合型サービス事業所」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に改める。

第111条第1項中「指定複合型サービス事業所」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に改める。

第113条第1項に次のただし書を加える。

ただし、指定認知症対応型共同生活介護事業所に係る用地の確保が困難であることその他地域の実情により指定認知症対応型共同生活介護事業所の効率的な運営に必要と認められる場合は、一の事業所における共同生活住居の数を3とすることができる。

第127条第2項第7号中「第105条第2項」を「第59条の17第2項」に改める。

第128条中「第72条、第77条」を「第59条の11、第59条の16、第59条の17第1項から第4項まで」に、「、第104条及び第105条第1項から第4項まで」を「及び第104条」に、「第72条第2項」を「第59条の11第2項」に改め、「第6章第4節」との次に「、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と」を加え、「、第105条第1項中「小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」とあるのは「認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」とあるのは「活動状況」と」を削る。

第130条第9項中「指定複合型サービス事業所」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に、「複合型サービス従業者」を「看護小規模多機能型居宅介護従業者」に改め、同条第10項中「指定複合型サービス事業所」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に改める。

第131条中「指定複合型サービス事業所」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に改める。

第135条を次のように改める。

第135条 削除

第148条第2項第8号中「第105条第2項」を「第59条の17第2項」に改め、同項第9号を削る。

第149条中「第72条、第76条、第77条、第99条及び第105条第1項から第4項まで」を「第59条の11、第59条の15、第59条の16、第59条の17第1項から第4項まで及び第99条」に、「第72条第2項」を「第59条の11第2項」に、「第105条第1項中「小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型特定施設入居者生活介護について知見を有する者」と、「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」とあるのは「活動状況」を「第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型特定施設入居者生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」に改める。

第150条第1項中「第8条第21項」を「第8条第22項」に改める。

第151条第4項中「指定介護老人福祉施設」の次に「、指定地域密着型介護老人福祉施設（サテライト型居住施設である指定地域密着型介護老人福祉施設を除く。第8項第1号及び第17項、次条第1項第6号並びに第180条第1項第3号において同じ。）」を加え、同条第8項第1号中「指定介護老人福祉施設」の次に「又は指定地域密着型介護老人福祉施設」を加え、同条第12項中「指定介護予防サービス等基準」を「指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号）」に改め、同条第13項中「いう。以下同じ。）若しくは指定介護予防サービス等基準第97条第1項に規定する指定介護予防通所介護事業所」を「いう。）」に改め、「指定短期入所生活介護事業所等」の次に「、指定地域密着型通所介護事業所」を加え、同条第15項及び第16項中「指定複合型サービス事業所」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に改め、同条に次の1項を加える。

17 第4項又は第8項の規定によりサテライト型居住施設に医師又は介護支援専門員を置かない場合における当該サテライト型居住施設の本体施設である指定地域密着型介護老人福祉施設に置くべき第1項第1号の医師又は同項第6号の介護支援専門員の数は、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の入所者の数及び当該サテライト型居住施設の入所者の数の合計数を基礎として算出するものとする。

この場合において、介護支援専門員の数は、同項第6号の規定にかかわらず、入所者の数の合計数が100又はその端数を増すごとに1以上とする。

第152条第1項第7号中「指定介護老人福祉施設」の次に「又は指定地域密着型介護老人福祉施設」を加える。

第176条第2項に次の1号を加える。

- (7) 次条において準用する第59条の17第2項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録

第177条中「第72条、第76条、第105条第1項から第4項」を「第59条の11、第59条の15及び第59条の17第1項から第4項」に、「第72条第2項」を「第59条の11第2項」に、「第105条第1項中「小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」とあるのは「活動状況」を「第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」に改める。

第180条第1項第3号中「指定介護老福祉施設」を「指定介護老人福祉施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設」に改める。

第189条中「第72条、第76条、第105条第1項から第4項」を「第59条の11、第59条の15、第59条の17第1項から第4項」に、「第72条第2項」を「第59条の11第2項」に、「第105条第1項から第4項まで第1項中「小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」とあるのは「活動状況」を「第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」に改める。

「第9章 複合型サービス」を「第9章 看護小規模多機能型居宅介護」に改める。

第190条中「以下「指定複合型サービス」を「施行規則第17条の12に規定する看護小規模多機能型居宅介護に限る。以下この章において「指定看護小規模多機能型居宅介護」に改める。

第191条第1項中「指定複合型サービスの」を「指定看護小規模多機能型居宅介護の」に、「指定複合型サービス事業者」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」に、「指定複合型サービス事業所」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に、「複合型サービス従業者」を「看護小規模多機能型居宅介護従業者」に、「指定複合型サービスを」を「指定看護小規模多機能型居宅介護を」に、「指定複合型サービス事業を」を「指定看護小規模多機能型居宅介護を」に、「行う複合型サービス」を「行う指定看護小規模多機能型居宅介護」に改め、同条第3項及び第4項中「複合型サービス従業者」を「看護小規模多機能型居宅介護従業者」に改め、同条第6項中「指定複合型サービス事業所」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に、「行う指定複合型サービス」を「行う指定看護小規模多機能型居宅介護」に、「複合型サービス従業者」を「看護小規模多機能型居宅介護従業者」に改め、同条第7項中「指定複合型サービス事業所」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に、「複合型サービス従業者」を「看護小規模多機能型居宅介護従業者」に改め、同条第8項中「指定複合型サービス事業者」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」に、「複合型サービス計画」を「看護小規模多機能型居宅介護計画」に、「指定複合型サービス事業所」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に改め、同条第10項中「指定複合型サービス事業者が」を「指定複合型サービス事業者（指定地域密着型サービスに該当する複合型サービス（以下「指定複合型サービス」という。）の事業を行う者をいう。以下同じ。）が」に、「指定複合型サービス」を「指定看護小規模多機能型居宅介護」に改める。

第192条第1項中「指定複合型サービス事業者」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」に、「指定複合型サービス事業所」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に改め、同条第2項中「指定複合型サービス事業所」の次に「（指定複合型サービスの事業を行う事業所をいう。以下同じ。）」を加える。

第193条（見出しを含む。）中「指定複合型サービス事業者」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」に改める。

第194条第1項中「指定複合型サービス事業所」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に、「25人」を「29人」に改め、同条第2項各号列記以外の部分中「指定複合型サービス事業所」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業

所」に改め、同項第1号中「15人」の次に「（登録定員が25人を超える指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、次の表の左欄に掲げる登録定員の区分に応じ、同表の右欄に掲げる利用定員）」を加え、同号に次の表を加える。

登録定員	利用定員
26人又は27人	16人
28人	17人
29人	18人

第195条第1項中「指定複合型サービス事業所」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に、「指定複合型サービスの」を「指定看護小規模多機能型居宅介護の」に改め、同条第2項第2号イ中「指定複合型サービス事業所」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に改め、同条第3項中「指定複合型サービス」を「指定看護小規模多機能型居宅介護」に改め、同条第4項中「指定複合型サービス事業所」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に改める。

第196条の見出し及び同条第1項中「指定複合型サービス」を「指定看護小規模多機能型居宅介護」に改め、同条第2項中「指定複合型サービス事業者」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」に、「指定複合型サービスの」を「指定看護小規模多機能型居宅介護の」に、「行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて」を「行い」に改める。

第197条の見出し並びに同条各号列記以外の部分、第1号及び第2号中「指定複合型サービス」を「指定看護小規模多機能型居宅介護」に改め、同条第3号中「指定複合型サービス」を「指定看護小規模多機能型居宅介護」に、「複合型サービス計画」を「看護小規模多機能型居宅介護計画」に改め、同条第4号中「複合型サービス従業者」を「看護小規模多機能型居宅介護従業者」に、「指定複合型サービス」を「指定看護小規模多機能型居宅介護」に改め、同条第5号中「指定複合型サービス事業者」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」に、「指定複合型サービスの」を「指定看護小規模多機能型居宅介護の」に改め、同条第6号中「指定複合型サービス事業者」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」に改め、同条第7号中「指定複合型サービス」を「指定看護小規模多機能型居宅介護」に改め、同条第8号中「指定複合型サービス事業者」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」に改め、同条第9号中「指定複合型サービス」を「指定看護小規模多機能型居宅介護」に、「複合型サービス計画」を「看護小規模多機能型居宅介護計画」に改める。

第198条第1項中「指定複合型サービス事業所」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に改め、同条第2項中「指定複合型サービス事業者」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」に改め、同条第3項中「指定複合型サービス事業者」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」に、「複合型サービス計画及び複合型サービス報告書」を「看護小規模多機能型居宅介護計画及び看護小規模多機能型居宅介護報告書」に改め、同条第4項中「指定複合型サービス事業所」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に、「複合型サービス報告書」を「看護小規模多機能型居宅介護報告書」に改める。

第199条の見出しを「（看護小規模多機能型居宅介護計画及び看護小規模多機能型居宅介護報告書の作成）」に改め、同条第1項中「指定複合型サービス事業所」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に、「複合型サービス計画」を「看護小規模多機能型居宅介護計画」に、「複合型サービス報告書」を「看護小規模多機能型居宅介護報告書」に改め、同条第2項及び第3項中「複合型サービス計画」を「看護小規模多機能型居宅介護計画」に改め、同条第4項中「複合型サービス従業者」を「看護小規模多機能型居宅介護従業者」に、「複合型サービス計画」を「看護小規模多機能型居宅介護計画」に改め、同条第5項から第8項までの規定中「複合型サービス計画」を「看護小規模多機能型居宅介護計画」に改め、同条第9項及び第10項中「複合型サービス報告書」を「看護小規模多機能型居宅介護報告書」に改める。

第200条第1項中「複合型サービス従業者」を「看護小規模多機能型居宅介護従業者」に、「指定複合型サービス」を「指定看護小規模多機能型居宅介護」に改め、同条第2項中「複合型サービス従業者」を「看護小規模多機能型居宅介護従業者」に改める。

第201条第1項中「指定複合型サービス事業者」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」に改め、同条第2項各号列記以外の部分中「指定複合型サービス事業者」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」に、「指定複合型サービスの」を「指定看護小規模多機能型居宅介護の」に改め、同項第2号を次のように改める。

(2) 看護小規模多機能型居宅介護計画

第201条第2項第5号中「複合型サービス報告書」を「看護小規模多機能型居宅介護報告書」に改め、同項第10号中「第105条第2項」を「第59条の17第2項」に改める。

第202条中「第72条、第74条、第77条」を「第59条の11、第59条の13、第59条の16、第59条の17」に、「及び第100条から」を「、第100条から第104条まで及び」に、「指定複合型サービス」を「指定看護小規模多機能型居宅介護」に、「複合型サービス従業者」を「看護小規模多機能型居宅介護従業者」に、「とあり、第74条第3項中「認知症対応型通所介護従業者」とあり、並びに」を「とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第59条の11第2項中「この節」とあるのは「第9章第4節」と、第59条の13第3項中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、「活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と、」に、「第82条第6項各号」を「第82条第6項」に改める。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の1項を加える。

（経過措置）

- 2 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）附則第20条第1項に規定する通所介護の事業を行う者が、平成28年3月31日までに厚生労働省令で定める別段の申出を行った上で、洞爺湖町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例（平成29年洞爺湖町条例第 号）の施行の日から第82条第7項のサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所における事業を開始する場合は、平成30年3月31日までの間、第86条第1項の宿泊室を設けないことができる。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）附則第11条又は第14条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第5条の規定（同法附則第1条第3号に掲げる改正規定に限る。）による改正前の介護保険法（平成9年法律第123号。以下「旧法」という。）第53条第1項に規定する指定介護予防サービスに該当する旧法第8条の2第2項に規定する介護予防訪問介護又は介護保険

法第54条第1項第2号に規定する基準該当介護予防サービスに該当する旧法第8条の2第2項に規定する介護予防訪問介護若しくはこれに相当するサービスについては、この条例による改正前の洞爺湖町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「改正前の条例」という。）第6条第2項の規定は、なおその効力を有する。

- 3 旧法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスに該当する旧法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護又は介護保険法第54条第1項第2号に規定する基準該当介護予防サービスに該当する旧法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護若しくはこれに相当するサービスについては、改正前の条例第151条第13項の規定は、なおその効力を有する。

議案第50号

洞爺湖町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例の一部改正について

洞爺湖町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成29年3月6日提出

洞爺湖町長 真 屋 敏 春

洞爺湖町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例の一部を改正する条例

洞爺湖町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例（平成25年洞爺湖町条例第10号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「第8条の2第14項」を「第8条の2第12項」に改める。

第5条第4項中「サービス基準」を「サービス条例」に改める。

第7条第4項中「前3項」を「第1項から第3項まで」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

4 前項ただし書の場合（単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者が第1項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）には、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に町長に届け出るものとする。

第8条第1項中「第44条第6項第2号」を「第44条第6項」に、「第44条第6項第3号」を「第44条第6項」に改める。

第9条第1項中「、指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所」を「又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所においては共同生活住居（法第8条第20項又は法第8条の2第15項に規定する共同生活を営むべき住居をいう。）ごとに」に改め、「指定地域密着型介護老人福祉施設」の次に「においてはそれぞれ当該施設」を加え、同条第2項中「第8条第24項」を「第8条第25項」に、「第44条第6項第4号」を「第44条第6項」に改める。

第37条に次の1項を加える。

- 4 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、第7条第4項の単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護以外のサービスの提供により事故が発生した場合は、第1項及び第2項の規定に準じた必要な措置を講じなければならない。

第39条中第2項を第4項とし、第1項を第3項とし、同条に第1項及び第2項として次の2項を加える。

指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、町の職員又は指定介護予防認知症対応型通所介護事業所が所在する区域を管轄する法第115条の46第1項の地域包括支援センターの職員、介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者等により構成される協議会（以下この項において「運営推進会議」という。）を設置し、おおむね6月に1回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

- 2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、前項に規定する報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。

第39条に次の1項を加える。

- 5 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定介護予防認知症対応型通所介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定介護予防認知症対応型通所介護の提供を行うよう努めなければならない。

第40条第2項中「2年間」を「5年間」に改め、同項に次の1号を加える。

- (6) 前条第2項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録

第44条第6項中「指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に次の各号のいずれかに掲げる施設等が併設されている」を「次の表の左欄に掲げる」に、「当該各号」を「同表の中欄」に、「当該介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」を「同表の右欄に掲げる当該介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」に改め、同項各号を削り、同項に次の表を加える。

当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合	指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設又は指定介護療養型医療施設（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）	介護職員
当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の同一敷地内に中欄に掲げる施設等のいずれかがある場合	前項の中欄に掲げる施設等、指定居宅サービスの事業を行う事業所、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所（指定地域密着型サービス基準条例第6条第1項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所をいう。以下同じ。）、指定認知症対応型通所介護事業所（指定地域密着型サービス基準条例第71条第1項に規定する指定認知症対応型通所介護事業所をいう。）、指定介護老人福祉施設（法第48条第1項第1号に規定する指定介護老人福祉施設をいう。）又は介護老人保健施設	看護師又は准看護師

第44条第7項中「指定複合型サービス事業者」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」に、「指定複合型サービス事業所（同項に規定する指定複合型サービス事業所をいう）」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所（同項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう）」に改め、同条第8項中「複合型サービス従業者」を「看護小規模多機能型居宅介護従業者」に改め、同条第10項中「第8条の2第18項」を「第8条の2第16項」に、「第6項各号」を「第6項の表の当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項の中欄」に改める。

第45条第1項ただし書中「前条第6項各号」を「前条第6項の表の当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項の中欄」に、「若しくは同一」を「、同一」に改め、「（指定地域密着型サービス条例第6条第1項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所をいう。以下同じ。）」を削り、「含む。）」の次に「若しくは法第11

5条の4 5第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（同項第1号ニに規定する第1号介護予防支援事業を除く。）」を加え、同条第3項中「指定複合型サービス事業所」の次に「（指定地域密着型サービス条例第192条第2項に規定する指定複合型サービス事業所をいう。次条において同じ。）」を加える。

第47条第1項中「25人」を「29人」に改め、同条第2項第1号中「サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所」を「登録定員が25人を超える指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、次の表の左欄に掲げる登録定員の区分に応じ、同表の右欄に掲げる利用定員、サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所」に改め、同号に次の表を加える。

登録定員	利用定員
26人又は27人	16人
28人	17人
29人	18人

第62条を次のように改める。

第62条 削除

第63条中「第44条第6項各号」を「第44条第6項」に改める。

第64条第2項中「2年間」を「5年間」に改め、同項第8号中「第62条第2項」を「次条において準用する第39条第2項」に改める。

第65条中「及び第31条から第38条まで」を「、第31条から第36条まで及び第37条（第4項を除く。）から第39条まで」に、「読み替える」を「、第39条第1項中「介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者」とあるのは「介護予防小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、「活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と読み替える」に改める。

第66条第2項中「行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて」を「行い」に改める。

第70条中「第8条の2第17項」を「第8条の2第15項」に改める。

第74条第1項に次のただし書を加える。

ただし、指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所に係る用地の確保が困難であることその他地域の実情により指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の効率的な運営に必要と認められる場合は、一の事業所における共同生活住居の数を3とすることができる。

第85条第2項各号列記以外の部分中「2年間」を「5年間」に改め、同項第7号中「第62条第2項」を「第39条第2項」に改める。

第86条中「第36条から第38条まで」を「第36条、第37条（第4項を除く。）、第38条、第39条」に、「第61条及び第62条」を「及び第61条」に、「第56条、第59条中」を「第39条第1項中「介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者」とあるのは「介護予防認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、第56条中」に改め、「第62条第1項中「介護予防小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」とあるのは「介護予防認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」とあるのは「活動状況」と」を削る。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の1項を加える。

（経過措置）

- 2 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）附則第20条第1項に規定する通所介護の事業を行う者が、平成28年3月31日までに厚生労働省令で定める別段の申出を行った上で、洞爺湖町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例の一部を改正する条例（平成29年洞爺湖町条例第 号）の施行の日から第44条第7項のサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所における事業を開始する場合は、平成30年3月31日までの間、第48条第1項の宿泊室を設けないことができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第51号

西胆振消防組合の共同処理する事務の変更及び西胆振消防組合規約の変更
について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定に基づき、西胆振消防組合の共同処理する事務に火葬場に関する事務（関係市町が共同設置する施設に係るものに限る。）を加え、同組合規約を次のとおり変更することについて、同法第290条の規定により議会の議決を求める。

平成29年3月6日提出

洞爺湖町長 真 屋 敏 春

西胆振消防組合規約の一部を変更する規約

西胆振消防組合規約（昭和45年指令第1162号）の一部を次のように変更する。

題名を次のように改める。

西胆振行政事務組合規約

第1条中「西胆振消防組合」を「西胆振行政事務組合」に改める。

第3条を次のように改める。

（組合の共同処理する事務）

第3条 組合は、次に掲げる事務を共同処理する。

- (1) 消防に関する事務
- (2) 火葬場に関する事務（関係市町が共同設置する施設に係るものに限る。）

第11条を次のように改める。

（補助職員）

第11条 組合に消防組織法（昭和22年法律第226号）に基づく消防職員（以下「消防職員」という。）その他必要な職員を置く。

- 2 消防長及び消防職員以外の職員は、管理者が任免する。
- 3 消防長以外の消防職員は、管理者の承認を得て消防長が任免し、その定数は条例で定める。

第13条第2項中「組合議会」を「組合の議会」に改める。

第14条第2項第3号中「及び救急救助に関する人件費及び」を「に関する人件費及び運営経費等並びに救急救助に関する」に改め、同項第4号中「組合議会」を「組合の議会」に改める。

附 則

この規約は、平成29年6月1日から施行する。

議案第52号

平成28年度虻田郡洞爺湖町一般会計補正予算（第8号）

平成28年度虻田郡洞爺湖町一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ36,710千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,644,613千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

平成29年3月6日提出

洞爺湖町長 真 屋 敏 春

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 町 税		1,118,025	60,000	1,178,025
	2. 固 定 資 産 税	536,395	53,000	589,395
	5. 入 湯 税	98,370	7,000	105,370
12. 分担金及び負担金		55,386	716	56,102
	1. 負 担 金	55,386	△ 1,284	54,102
	2. 分 担 金	0	2,000	2,000
14. 国 庫 支 出 金		551,589	△ 7,101	544,488
	1. 国 庫 負 担 金	246,050	△ 2,089	243,961
	2. 国 庫 補 助 金	295,952	△ 5,012	290,940
15. 道 支 出 金		393,204	△ 17,007	376,197
	1. 道 負 担 金	174,382	△ 3,434	170,948
	2. 道 補 助 金	204,176	△ 13,573	190,603
17. 寄 附 金		33,750	2,763	36,513
	1. 寄 附 金	33,750	2,763	36,513
18. 繰 入 金		136,182	△ 40,000	96,182
	1. 繰 入 金	136,182	△ 40,000	96,182
20. 諸 収 入		145,801	1,719	147,520
	5. 雑 入	100,003	1,719	101,722
21. 町 債		985,313	△ 37,800	947,513
	1. 町 債	985,313	△ 37,800	947,513
歳 入 合 計		7,681,323	△ 36,710	7,644,613

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2. 総 務 費		444,277	△ 17,555	426,722
	1. 総 務 管 理 費	415,618	△ 17,555	398,063
3. 民 生 費		1,533,966	△ 40,969	1,492,997
	1. 社 会 福 祉 費	1,007,107	△ 8,635	998,472
	3. 医 療 助 成 費	295,418	△ 35,000	260,418
	4. 児 童 福 祉 費	126,721	1,732	128,453
	5. 保 育 所 費	104,683	934	105,617
4. 衛 生 費		586,957	△ 6,795	580,162
	1. 保 健 衛 生 費	119,693	5,158	124,851
	4. 清 掃 費	452,420	△ 11,763	440,657
	5. 公 害 対 策 費	2,538	△ 190	2,348
6. 農 林 水 産 業 費		379,795	△ 4,336	375,459
	1. 農 業 費	150,901	8,375	159,276
	3. 水 産 業 費	220,747	△ 12,711	208,036
7. 商 工 費		738,175	1,641	739,816
	1. 商 工 費	279,465	280	279,745
	2. 観 光 費	458,710	1,361	460,071
8. 土 木 費		892,579	2,976	895,555
	1. 土 木 管 理 費	46,484	△ 500	45,984
	2. 道 路 橋 梁 費	223,425	△ 9,850	213,575
	3. 河 川 費	6,643	△ 616	6,027
	5. 都 市 計 画 費	549,376	13,808	563,184
	6. 住 宅 ・ 建 築 費	37,326	134	37,460
9. 消 防 費		327,458	△ 19,652	307,806
	1. 消 防 費	327,458	△ 19,652	307,806

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
10. 教 育 費		382,461	9,600	392,061
	1. 教 育 総 務 費	90,100	3,994	94,094
	2. 小 学 校 費	51,896	3,032	54,928
	3. 中 学 校 費	57,669	1,694	59,363
	4. 社 会 教 育 費	125,850	△ 320	125,530
	5. 保 健 体 育 費	56,946	1,200	58,146
12. 給 与 費		1,146,208	2,200	1,148,408
	1. 給 与 費	1,146,208	2,200	1,148,408
14. 予 備 費		16,458	36,180	52,638
	1. 予 備 費	16,458	36,180	52,638
歳 出 合 計		7,681,323	△ 36,710	7,644,613

第2表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
2 総務費	1 総務管理費	公有財産購入事業	6,525 千円
4 衛生費	4 清掃費	廃棄物収集運搬車輛 整備事業	17,420 千円
6 農林水産 業費	1 農業費	農地耕作条件改善事業	7,920 千円
6 農林水産 業費	1 農業費	伏見橋整備事業	53,717 千円
8 土木費	5 都市計画費	3・4・7 海岸通整備事業	55,000 千円
10 教育費	4 社会教育費	高砂貝塚保存整備事業	1,122 千円
15 災害復旧費	その他公共施 4 設・公用施設災 害復旧費	その他公共施設・公用施設 災害復旧事業	6,783 千円

第3表 地方債補正

1. 変更

(単位：千円)

起債の目的	変 更 前				変 更 後			
	限度額	起債の 方 法	利 率	償還の方法	限度額	起債の 方 法	利率	償還の 方 法
洞爺高等学校施設 解体事業	82,600	普通貸借 又は 証券発行	5.0 % 以 内（ただ し、利率見 直し方式 で借入れ る資金に ついて、利 率見直し を行った 後におい ては、当該 見直し後 の利率）	政府資金 又はその他 資金とし、 その融資条 件による。 ただし、町 財政の都合 により据置 期間及び償 還期限を短 縮し、もし くは繰上償 還又は低利 に借換える ことができる。	58,500	同左	同左	同左
乳幼児等 医療助成 制度拡大 事業	18,300	同上	同上	同上	17,300	同左	同左	同左
廃棄物収 集運搬車 輛整備事 業	26,800	同上	同上	同上	16,500	同上	同上	同上
海岸通整 備事業	60,400	同上	同上	同上	58,500	同左	同左	同左
洞爺公民 館施設解 体事業	6,000	同上	同上	同上	5,500	同左	同左	同左

議案第 53 号

平成 28 年度虻田郡洞爺湖町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）

平成 28 年度虻田郡洞爺湖町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 96,811 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1,594,080 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成 29 年 3 月 6 日提出

洞爺湖町長 真 屋 敏 春

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2. 国 庫 支 出 金		327,692	△ 41,753	285,939
	1. 国 庫 負 担 金	234,745	△ 20,418	214,327
	2. 国 庫 補 助 金	92,947	△ 21,335	71,612
3. 療養給付費交付金		47,095	△ 14,884	32,211
	1. 療養給付費交付金	47,095	△ 14,884	32,211
4. 前期高齢者交付金		412,649	25,413	438,062
	1. 前期高齢者交付金	412,649	25,413	438,062
5. 道 支 出 金		82,157	△ 5,808	76,349
	1. 道 負 担 金	15,016	331	15,347
	2. 道 補 助 金	67,141	△ 6,139	61,002
6. 共同事業交付金		366,998	△ 27,779	339,219
	1. 共同事業交付金	366,998	△ 27,779	339,219
8. 繰 入 金		229,000	△ 32,000	197,000
	1. 繰 入 金	229,000	△ 32,000	197,000
歳 入 合 計		1,690,891	△ 96,811	1,594,080

(単位：千円)

-54-

議案第 5 4 号

平成 2 8 年度虻田郡洞爺湖町公共下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）

平成 2 8 年度虻田郡洞爺湖町公共下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 1 0, 8 0 0 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 7 9 2, 1 7 0 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第 2 条 地方債の変更は、「第 2 表 地方債補正」による。

平成 2 9 年 3 月 6 日提出

洞爺湖町長 真 屋 敏 春

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

(単位：千円)

[illegible]

第2表 地方債補正

1. 変更

(単位：千円)

起債の目的	変 更 前				変 更 後			
	限度額	起債の 方 法	利 率	償還の方法	限度額	起債の 方 法	利率	償還の 方 法
公共下水道 事業	102,000	普通貸借 又は 証券発行	5.0 % 以 内 (ただ し、利率見 直し方式 で借入れ る資金に ついて、利 率見直し を行った 後におい ては、当該 見直し後 の利率)	政府資金 又はその他 資金とし、 その融資条 件による。 ただし、町 財政の都合 により据置 期間及び償 還期限を短 縮し、もし くは繰上償 還又は低利 に借換える ことができる。	75,200	同左	同左	同左

議案第 55 号

平成 28 年度虻田郡洞爺湖町介護保険特別会計補正予算（第 4 号）

平成 28 年度虻田郡洞爺湖町介護保険特別会計補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 1,966 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1,075,325 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成 29 年 3 月 6 日提出

洞爺湖町長 真 屋 敏 春

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

(単位：千円)

[illegible]

議案第 56 号

平成 28 年度虻田郡洞爺湖町簡易水道事業特別会計補正予算（第 4 号）

平成 28 年度虻田郡洞爺湖町簡易水道事業特別会計補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。

（歳入予算の補正）

第 1 条 歳入予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入予算の金額は、「第 1 表 歳入予算補正」による。

（地方債の補正）

第 2 条 地方債の追加及び変更は、「第 2 表 地方債補正」による。

平成 29 年 3 月 6 日提出

洞爺湖町長 真 屋 敏 春

第1表 歳入予算補正

1 歳 入

(単位：千円)

[illegible]

第2表 地方債補正

1. 変更

(単位：千円)

起債の目的	変 更 前				変 更 後			
	限度額	起債の 方 法	利 率	償還の方法	限度額	起債の 方 法	利率	償還の 方 法
簡易水道 事業	25,200	普通貸借 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、 利率見直 し方式で 借入れる 資金につ いて、利率 見直しを 行った後 において は、当該見 直し後の 利率)	政府資金 又はその他 資金とし、 その融資条 件による。 ただし、町 財政の都合 により据置 期間及び償 還期限を短 縮し、もし くは繰上償 還又は低利 に借換える ことができる。	20,700	同 左	同左	同 左

議案第 57 号

平成 28 年度虻田郡洞爺湖町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）

平成 28 年度虻田郡洞爺湖町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 1,385 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 157,032 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成 29 年 3 月 6 日提出

洞爺湖町長 真 屋 敏 春

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

(単位：千円)

[illegible]

(単位：千円)

-67-

議案第58号

平成28年度虻田郡洞爺湖町水道事業会計補正予算（第1号）

第1条 平成28年度虻田郡洞爺湖町水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第2条 予算第3条収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

〈支出〉

（単位：千円）

科 目	既決予定額	補正予定額	計
第1款 水道事業費用	324,198	0	324,198
第1項 営業費用	298,033	△4,050	293,983
第2項 営業外費用	21,512	0	21,512
第3項 特別損失	1	4,050	4,051
第4項 予備費	4,652	0	4,652

第3条 予算第4条 本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額48,081千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

〈収入〉

（単位：千円）

科 目	既決予定額	補正予定額	計
第1款 資本的収入	90,000	△10,600	79,400
第1項 企業債	61,000	△12,700	48,300
第2項 負担金	29,000	2,100	31,100

〈支出〉

（単位：千円）

科 目	既決予定額	補正予定額	計
第1款 資本的支出	137,981	△10,500	127,481
第1項 企業債償還金	47,981	0	47,981
第2項 建設改良費	90,000	△10,500	79,500

第4条 予算第5条に定めた企業債を次のとおり補正する。

〈変 更〉

(千円)

起債の 目 的	変 更 前				変 更 後			
	限度額	起債の 方 法	利率	償還の 方 法	限度額	起債の 方 法	利率	償還の 方 法
上水道 事 業	61,000	証書 借入	5.0%以内 (ただし、 利率見直 し方式で 借入れる 資金につ いて、利率 見直しを 行った後 において は、当該見 直し後の 利率)	政府資金又 はその他資 金とし、その 融資条件に よる。ただ し、町財政の 都合により 据置期間及 び償還期限 を短縮し、若 しくは繰上 償還又は低 利に借換え ることがで きる。	48,300	同左	同左	同左

平成29年3月6日提出

洞爺湖町長 真 屋 敏 春

議案第59号

平成29年度 虻田郡洞爺湖町一般会計予算

平成29年度虻田郡洞爺湖町一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ6,859,190千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1,000,000千円と定める。

平成29年3月6日提出

洞爺湖町長 真 屋 敏 春

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1. 町 税		1,129,600
	1. 町 民 税	375,530
	2. 固 定 資 産 税	548,000
	3. 軽 自 動 車 税	20,060
	4. 町 た ば こ 税	89,000
	5. 入 湯 税	97,010
2. 地 方 譲 与 税		64,000
	1. 自 動 車 重 量 譲 与 税	43,900
	2. 地 方 揮 発 油 譲 与 税	20,100
3. 利 子 割 交 付 金		700
	1. 利 子 割 交 付 金	700
4. 配 当 割 交 付 金		2,000
	1. 配 当 割 交 付 金	2,000
5. 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金		250
	1. 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	250
6. 地 方 消 費 税 交 付 金		195,000
	1. 地 方 消 費 税 交 付 金	195,000
7. ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金		900
	1. ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	900
8. 自 動 車 取 得 税 交 付 金		9,400
	1. 自 動 車 取 得 税 交 付 金	9,400
9. 地 方 特 例 交 付 金		900
	1. 地 方 特 例 交 付 金	900

款	項	金 額
10. 地 方 交 付 税		3,330,000
	1. 地 方 交 付 税	3,330,000
11. 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金		1,000
	1. 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	1,000
12. 分 担 金 及 び 負 担 金		44,640
	1. 負 担 金	44,640
13. 使 用 料 及 び 手 数 料		229,032
	1. 使 用 料	196,799
	2. 手 数 料	32,233
14. 国 庫 支 出 金		708,310
	1. 国 庫 負 担 金	250,716
	2. 国 庫 補 助 金	454,568
	3. 委 託 金	3,026
15. 道 支 出 金		263,379
	1. 道 負 担 金	174,590
	2. 道 補 助 金	75,319
	3. 委 託 金	13,470
16. 財 産 収 入		22,796
	1. 財 産 運 用 収 入	20,266
	2. 財 産 売 払 収 入	2,530
17. 寄 附 金		40,800
	1. 寄 附 金	40,800
18. 繰 入 金		193,950
	1. 繰 入 金	193,950
19. 繰 越 金		20,000
	1. 繰 越 金	20,000

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1. 議 会 費		68,060
	1. 議 会 費	68,060
2. 総 務 費		289,228
	1. 総 務 管 理 費	269,712
	2. 徴 税 費	6,315
	3. 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費	11,580
	4. 選 挙 費	255
	5. 統 計 調 査 費	253
	6. 監 査 委 員 費	1,113
3. 民 生 費		1,488,835
	1. 社 会 福 祉 費	951,760
	2. 国 民 年 金 費	37
	3. 医 療 助 成 費	279,256
	4. 児 童 福 祉 費	139,013
	5. 保 育 所 費	118,769
4. 衛 生 費		468,064
	1. 保 健 衛 生 費	185,432
	2. 環 境 衛 生 費	17,401
	3. 畜 犬 対 策 費	239
	4. 清 掃 費	262,458
	5. 公 害 対 策 費	2,534
5. 労 働 費		4,694
	1. 労 働 費	4,694

款	項	金 額
6. 農 林 水 産 業 費		632,788
	1. 農 業 費	583,597
	2. 林 業 費	7,584
	3. 水 産 業 費	41,607
7. 商 工 費		270,456
	1. 商 工 費	61,880
	2. 観 光 費	208,576
8. 土 木 費		792,999
	1. 土 木 管 理 費	39,382
	2. 道 路 橋 梁 費	251,247
	3. 河 川 費	13,760
	4. 公 園 及 び 緑 化 費	31,605
	5. 都 市 計 画 費	405,844
	6. 住 宅 ・ 建 築 費	51,161
9. 消 防 費		391,429
	1. 消 防 費	391,429
10. 教 育 費		386,305
	1. 教 育 総 務 費	85,684
	2. 小 学 校 費	52,169
	3. 中 学 校 費	55,621
	4. 社 会 教 育 費	127,282
	5. 保 健 体 育 費	65,549
11. 公 債 費		975,645
	1. 公 債 費	975,645

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
平成29年度漁業近代化資金の 融資に伴う利子補給	自 平成29年度 至 平成36年度	135千円

第3表 地方債

(単位:千円)

起債の目的	限度額	起債の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
乳 幼 児 等 医 療 助 成 事 業	13,000	普通貸借 又 は 証券発行	5.0 %以内 (ただし、利率見 直し方式で借入 れる資金につい て、利率見直しを 行った後におい ては、当該見直し 後の利率)	政府資金又はその他 資金とし、その融資条件 による。 ただし、町財政の都合 により据置期間及び償 還期限を短縮し、もしく は繰上償還又は低利に 借換えることができる。
洞爺保育所建替 事 業	13,600	同 上	同 上	同 上
農 道 整 備 事 業	21,200	同 上	同 上	同 上
漁 港 整 備 事 業	8,700	同 上	同 上	同 上
馬鈴薯選別機貯 蔵施設整備事業	147,900	同 上	同 上	同 上
洞爺高校メモリアル 公園整備事業	6,400	同 上	同 上	同 上
歩 道 照 明 灯 L E D 化 事 業	14,900	同 上	同 上	同 上
雪 寒 機 械 整 備 事 業	21,100	同 上	同 上	同 上
消 防 車 両 整 備 事 業	67,400	同 上	同 上	同 上
被災者支援シス テム整備事業	4,200	同 上	同 上	同 上
入江高砂貝塚 保存整備事業	35,000	同 上	同 上	同 上
無 線 L A N 整 備 事 業	5,400	同 上	同 上	同 上
臨時財政対策債	180,000	同 上	同 上	同 上

議案第 6 0 号

平成 2 9 年度 虻田郡洞爺湖町国民健康保険特別会計予算

平成 2 9 年度虻田郡洞爺湖町国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1, 6 3 4, 8 6 6 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第 2 条 地方自治法(昭和 2 2 年法律第 6 7 号)第 2 3 5 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、4 0 0, 0 0 0 千円と定める。

平成 2 9 年 3 月 6 日提出

洞爺湖町長 真 屋 敏 春

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1. 国 民 健 康 保 険 税		206,120
	1. 国 民 健 康 保 険 税	206,120
2. 国 庫 支 出 金		324,922
	1. 国 庫 負 担 金	218,217
	2. 国 庫 補 助 金	106,705
3. 療 養 給 付 費 交 付 金		26,230
	1. 療 養 給 付 費 交 付 金	26,230
4. 前 期 高 齢 者 交 付 金		438,062
	1. 前 期 高 齢 者 交 付 金	438,062
5. 道 支 出 金		88,525
	1. 道 負 担 金	18,746
	2. 道 補 助 金	69,779
6. 共 同 事 業 交 付 金		331,000
	1. 共 同 事 業 交 付 金	331,000
7. 財 産 収 入		1
	1. 財 産 運 用 収 入	1
8. 繰 入 金		220,000
	1. 繰 入 金	220,000
9. 繰 越 金		1
	1. 繰 越 金	1
10. 諸 収 入		5
	1. 延 滞 金、加 算 金 及 び 過 料	2
	2. 預 金 利 子	1

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1. 総 務 費		71,325
	1. 総 務 管 理 費	66,264
	2. 徴 収 費	297
	3. 運 営 協 議 会 費	157
	4. 特 別 対 策 事 業 費	4,607
2. 保 険 給 付 費		987,544
	1. 療 養 諸 費	854,784
	2. 高 額 療 養 費	127,200
	3. 移 送 費	20
	4. 出 産 育 児 諸 費	5,040
	5. 葬 祭 諸 費	500
3. 後 期 高 齢 者 支 援 金 等		135,424
	1. 後 期 高 齢 者 支 援 金 等	135,424
4. 前 期 高 齢 者 納 付 金 等		99
	1. 前 期 高 齢 者 納 付 金 等	99
5. 老 人 保 健 拠 出 金		111
	1. 老 人 保 健 拠 出 金	111
6. 介 護 納 付 金		52,944
	1. 介 護 納 付 金	52,944
7. 共 同 事 業 拠 出 金		372,118
	1. 共 同 事 業 拠 出 金	372,118
8. 保 健 事 業 費		11,505
	1. 特 定 健 康 診 査 等 事 業 費	6,017

議案第 6 1 号

平成 2 9 年度 虻田郡洞爺湖町公共下水道事業特別会計予算

平成 2 9 年度虻田郡洞爺湖町公共下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 6 6 5, 7 2 8 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第 2 条 地方自治法(昭和 2 2 年法律第 6 7 号)第 2 3 0 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表 地方債」による。

(一時借入金)

第 3 条 地方自治法第 2 3 5 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、3 0 0, 0 0 0 千円と定める。

平成 2 9 年 3 月 6 日提出

洞爺湖町長 真 屋 敏 春

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1. 分 担 金 及 び 負 担 金		2
	1. 分 担 金	1
	2. 負 担 金	1
2. 使 用 料 及 び 手 数 料		195,596
	1. 使 用 料	195,453
	2. 手 数 料	143
3. 国 庫 支 出 金		10,881
	1. 国 庫 補 助 金	10,881
4. 道 支 出 金		14,047
	1. 道 補 助 金	14,047
5. 繰 入 金		405,000
	1. 繰 入 金	405,000
6. 繰 越 金		1
	1. 繰 越 金	1
7. 諸 収 入		1
	1. 雑 入	1
8. 町 債		40,200
	1. 町 債	40,200
歳 入 合 計		665,728

第2表 地方債

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
公共下水道事業	22,900	普通貸借 又は 証券発行	5.0 %以内 (ただし、利率 見直し方式で借 入れる資金につ いて、利率見直 しを行った後 においては、当 該見直し後の利 率)	政府資金又はその他 資金とし、その融資条 件による。 ただし、町財政の都合 により据置期間及び 償還期限を短縮し、も しくは繰上償還又は低 利に借換えることがで きる。
資本費平準化債	17,300	同 上	同 上	同 上

議案第 6 2 号

平成 2 9 年度 虻田郡洞爺湖町介護保険特別会計予算

平成 2 9 年度虻田郡洞爺湖町介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1, 0 7 3, 5 7 1 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

平成 2 9 年 3 月 6 日提出

洞爺湖町長 真 屋 敏 春

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1. 介 護 保 険 料		173,000
	1. 介 護 保 険 料	173,000
2. 国 庫 支 出 金		268,732
	1. 国 庫 負 担 金	168,589
	2. 国 庫 補 助 金	100,143
3. 道 支 出 金		156,883
	1. 道 負 担 金	147,217
	2. 道 補 助 金	9,666
4. 支 払 基 金 交 付 金		279,051
	1. 支 払 基 金 交 付 金	279,051
5. 財 産 収 入		129
	1. 財 産 運 用 収 入	129
6. 繰 入 金		195,719
	1. 一 般 会 計 繰 入 金	175,216
	2. 基 金 繰 入 金	20,503
7. 繰 越 金		1
	1. 繰 越 金	1
8. 諸 収 入		56
	1. 延 滞 金、加 算 金 及 び 過 料	2
	2. 預 金 利 子	1
	3. 雑 入	53
歳 入 合 計		1,073,571

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1. 総 務 費		37,221
	1. 総 務 管 理 費	27,459
	2. 介 護 認 定 審 査 会 費	9,526
	3. 運 営 協 議 会 費	77
	4. 計 画 策 定 委 員 会 費	159
2. 保 険 給 付 費		971,705
	1. 介 護 サ ー ビ ス 等 諸 費	849,230
	2. 介 護 予 防 サ ー ビ ス 等 諸 費	30,455
	3. 高 額 介 護 サ ー ビ ス 等 費	25,000
	4. 高 額 医 療 合 算 介 護 サ ー ビ ス 等 費	3,000
	5. 特 定 入 所 者 介 護 サ ー ビ ス 等 費	63,220
	6. そ の 他 諸 費	800
3. 地 域 支 援 事 業 費		62,976
	1. 介 護 予 防 ・ 生 活 支 援 サ ー ビ ス 事 業 費	24,903
	2. 包 括 的 支 援 事 業 費	38,073
4. 基 金 積 立 金		129
	1. 基 金 積 立 金	129
5. 諸 支 出 金		151
	1. 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	151
6. 予 備 費		1,389
	1. 予 備 費	1,389
歳 出 合 計		1,073,571

議案第 6 3 号

平成 2 9 年度 虻田郡洞爺湖町簡易水道事業特別会計予算

平成 2 9 年度虻田郡洞爺湖町簡易水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1 0 6 , 7 9 3 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第 2 条 地方自治法(昭和 2 2 年法律第 6 7 号)第 2 3 0 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表 地方債」による。

(一時借入金)

第 3 条 地方自治法第 2 3 5 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1 0 0 , 0 0 0 千円と定める。

平成 2 9 年 3 月 6 日提出

洞爺湖町長 真 屋 敏 春

第1表 歳入歳出予算

歲入

(単位：千円)

款	項	金 額
1. 分 担 金 及 び 負 担 金		151
	1. 負 担 金	151
2. 使 用 料 及 び 手 数 料		40,635
	1. 使 用 料	40,584
	2. 手 数 料	51
3. 繰 入 金		38,000
	1. 繰 入 金	38,000
4. 繰 越 金		1
	1. 繰 越 金	1
5. 諸 収 入		9,406
	1. 雑 入	9,406
6. 町 債		18,600
	1. 町 債	18,600
歳 入 合 計		106,793

第2表 地方債

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
簡易水道事業	18,600	普通貸借又は証券発行	5.0 %以内 (ただし、利率見直し方式で借入れる資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金又はその他資金とし、その融資条件による。 ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換えることができる。

議案第 6 4 号

平成 2 9 年度 虻田郡洞爺湖町後期高齢者医療特別会計予算

平成 2 9 年度虻田郡洞爺湖町後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1 5 9 , 7 0 6 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

平成 2 9 年 3 月 6 日提出

洞爺湖町長 真 屋 敏 春

第1表 歳入歳出予算

入 歲

(単位：千円)

[illegible]

議案第65号

平成29年度 虻田郡洞爺湖町水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成29年度虻田郡洞爺湖町水道事業会計の予算は次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は次のとおりとする。

- | | |
|---------------|---------------------|
| (1) 給水戸数 | 3,870戸 |
| (2) 年間総給水量 | 970千m ³ |
| (3) 1日平均給水量 | 2,657m ³ |
| (4) 主要な建設改良事業 | |
| ア) 配水管移設事業 | 8,100千円 |

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は次のとおりと定める。

(収入)

第1款	水道事業収益	389,201千円
第1項	営業収益	209,880千円
第2項	営業外収益	179,320千円
第3項	特別利益	1千円

(支出)

第1款	水道事業費用	389,201千円
第1項	営業費用	366,207千円
第2項	営業外費用	17,957千円
第3項	特別損失	1千円
第4項	予備費	5,036千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は次のとおりと定める。

(資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額51,197千円は過年度分損益勘定留保資金で補てんするものとする。)

(収入)

第1款	資本的収入	20,800千円
第1項	企業債	20,800千円

(支 出)

第 1 款	資 本 的 支 出	7 1, 9 9 7 千円
第 1 項	企 業 債 償 還 金	5 1, 1 9 7 千円
第 2 項	建 設 改 良 費	2 0, 8 0 0 千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

(単位:千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
上水道事業	20,800	証書借入	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借入れる資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金又はその他資金とし、その融資条件による。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換えることができる。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、50,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することができない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又は、それ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 23,879千円

(たな卸資産の購入限度額)

第8条 たな卸資産の購入限度額は、7,939千円と定める。

平成29年3月6日提出

洞爺湖町長 真 屋 敏 春